

## 福岡県登録商標「福岡の八女茶」ロゴマーク使用取扱要領

(制定 令和2年2月6日 1園振第1466号)

(改正 令和3年1月7日 2園振第3114号)

(改正 令和3年9月3日 3園振第1336号)

### (目的)

第1条 この要領は、「福岡の八女茶」の需要拡大を図るために作成した「福岡の八女茶」ロゴマーク(以下、「商標」という。)の適正な使用を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (商標の仕様等)

第2条 商標の仕様等は、別紙1及び2のとおりとする。

### (使用条件)

第3条 商標を使用する者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 一 商標を活用し、「福岡の八女茶」が広く消費者に愛されて定着するよう利用拡大に努めること。
- 二 商標を使用する茶商品の原材料の茶は、全量「福岡の八女茶」とすること。
- 三 知事が行う「福岡の八女茶」に関わる調査等に協力すること。

### (使用申請と登録)

第4条 商標を使用しようとする者、又は使用を中止しようとする者は、次に掲げる申請書等を知事に提出しなければならない。

- 一 登録商標「福岡の八女茶」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)
- 二 登録商標「福岡の八女茶」ロゴマーク使用中止届出書(様式第2号)
- 2 知事は、前項第一号に定める申請書の提出があったときは、審査の上、登録商標「福岡の八女茶」ロゴマーク使用登録書(様式第3号)を申請者に交付する。
- 3 知事は、登録者一覧をホームページ等で公表する。

### (使用の取り消し)

第5条 知事は、第4条第2項に規定する登録書の交付を受けた者に、第3条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。

なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

### (補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。